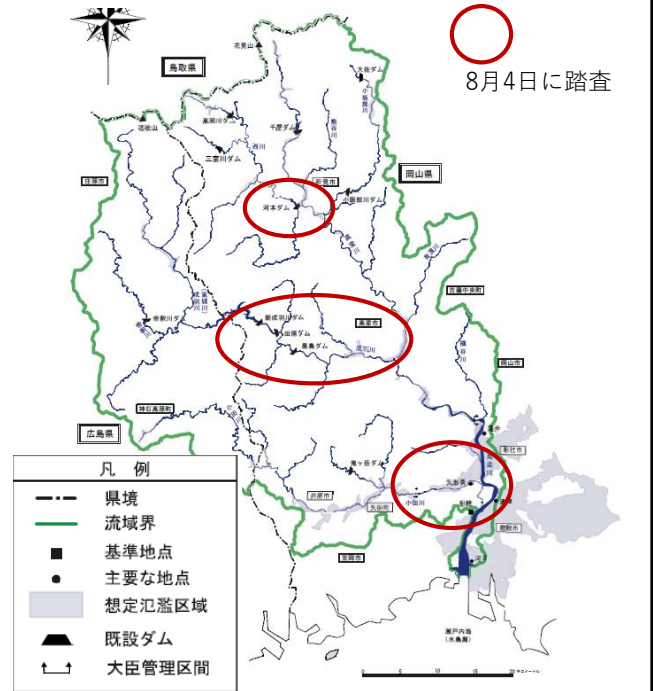
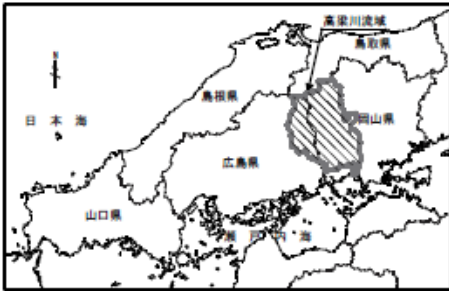


# 平成30年7月豪雨 からの教訓 ～高梁川を事例に～



## 平成30年7月豪雨からの教訓～高梁川を事例に～

- 河川法に基づく方針と計画から見える高梁川の特徴
- どんな被害が出たのか？
- どんな計画があったのか？
- どんな課題があるか？
- 平成30年7月豪雨から求められる政策転換

## 河川法（平成9年～）に基づく方針と計画 から見る高梁川

### 高梁川水系河川整備基本方針(概ね100年)

平成19年8月 国土交通省河川局(現、水管理・国土保全局)

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/05/050816/05.pdf>

### 高梁川水系河川整備計画【国管理区間】(概ね30年)

平成22年10月 国土交通省 中国地方整備局

<http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/kouhou/seibi/takahasi/frame/08plan.html>

#### 【特徴】

1. 洪水調整機能が限定的
2. 下流に水島工業地帯
3. 想定氾濫区域で宅地化が進行

## 【特徴 1】 洪水調整機能が限定的

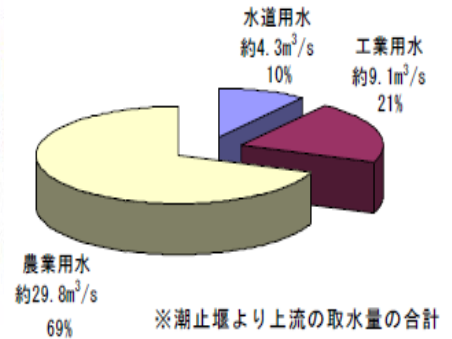
河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	洪水調節施設 による調節流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	河道への 配分流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )
高梁川	ふなお 船穂	13,700	300	13,400

比較

= ダム = 築堤や河床掘削

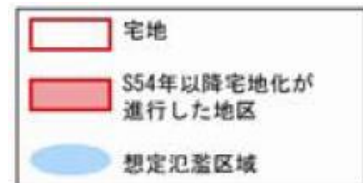
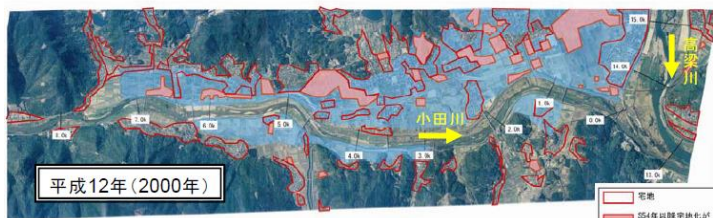
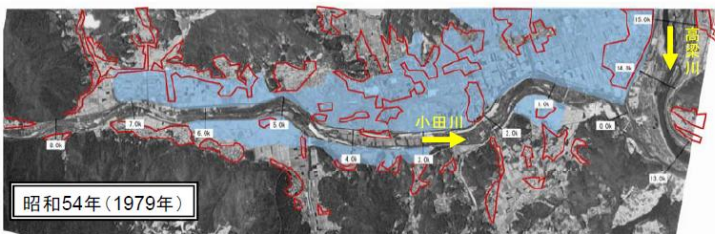
肱川	大洲	6,300	1,600	4,700
----	----	-------	-------	-------

## 【特徴 2】 下流に水島工業地帯／人口密集地 (ダム機能のほとんどが発電と工業用水用)



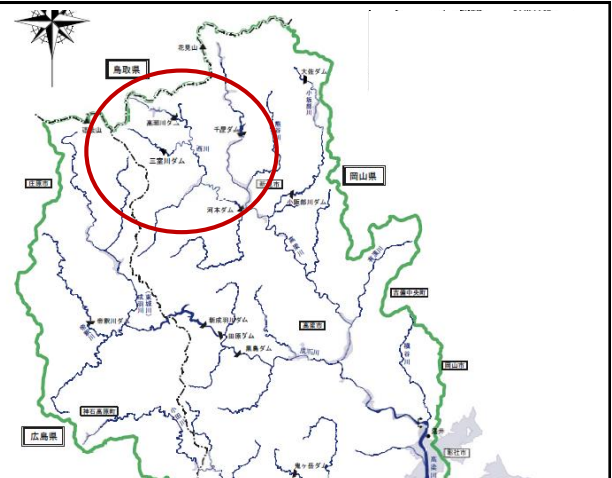
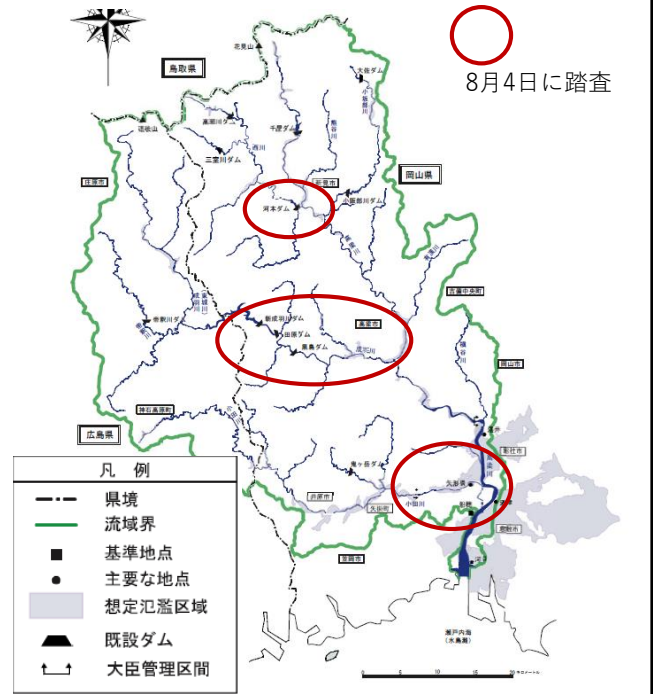
倉敷市と高梁川下流部の状況

## 【特徴 3】 想定氾濫区域で宅地化が進行



どんな被害が出たのか？

どんな計画があったのか？



8月4日、多くの命が失われた高梁川を遡った。  
 岡山県新見市にある河本ダムから撮影。県が複数のダムを最上流部に持ち、統合管理をしているが、7月豪雨では、その集水域でも観測史上最大雨量が観測された。  
 河本ダムは但し書き操作された。



河本ダム直下で撮影。

左手から透き通った綺麗な支流が流れ込んでいる。

左手の工場は浸からなかったが、すぐ下の道路に水が載り、崩れた。

赤いコーンが置いてある。

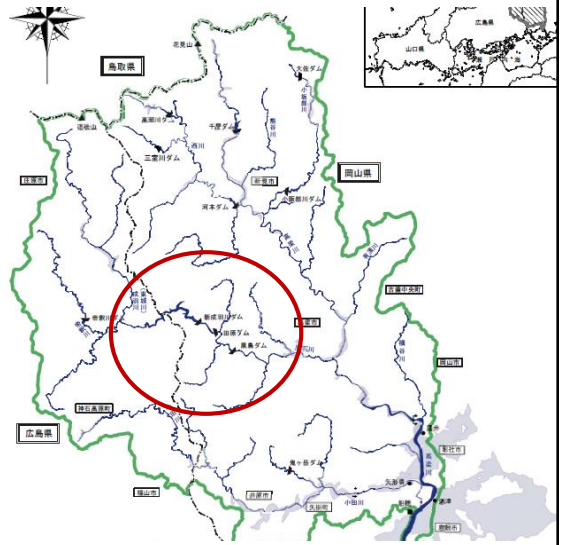


住民2人の話を聞くことができた。男性は「いつものこと」と、女性は「あと20センチでこちら側にも溢れてくるところ。怖かった」と。

目の前の空間がダム放流とぶつかる支流の水で満々と満たされていたと言う。

高梁川の支流・成羽川に中国電力が昭和43年に新成羽川ダム、田原ダム、黒鳥ダムを竣工。

最上流かつ最大の新成羽川ダムが放流すると下の2つはそのまま放流。昭和47年には新成羽川ダム水害訴訟が起きた。



上流部では観測史上最大の雨を記録。成羽川にかかる用瀬橋（吊り橋）が流されていた他、支流・成羽川に注ぐ支流の支流との合流地点ではことごとく浸水。



高梁川との合流地点では、高梁地域事務組合のクリーンセンターを浸水させ、現在、可燃ごみ、不燃ごみ、し尿の処理が不可能に。

取材に同行した山崎誠・吉備中央町議によれば当面の復旧修復に9億4千万円かかる。

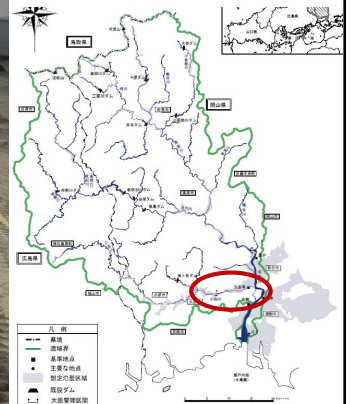
高梁市のハザードマップでここは5mの浸水被害想定があった。



備中広瀬駅近くの  
真新しい排水ポンプ  
場（高梁市松山）も  
浸水。  
周辺の集落も甚大  
な浸水被害。



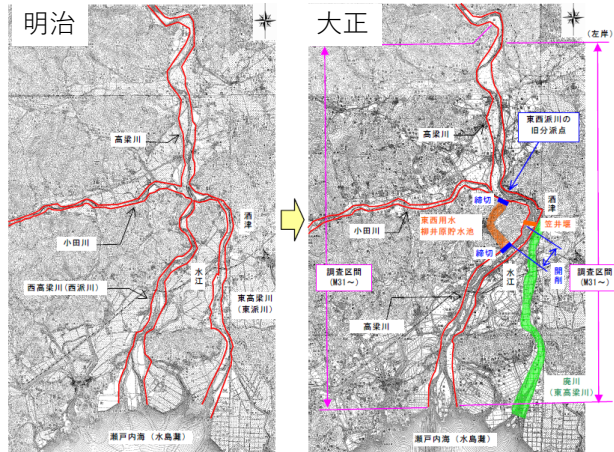
最大の被害は高梁  
川の支流・小田川流  
域の真備町。  
小田川や小田川に  
流れ込む複数の枝川  
の堤防が決壊。  
写真は末政川。



## 高梁川下流部の治水【明治から大正】

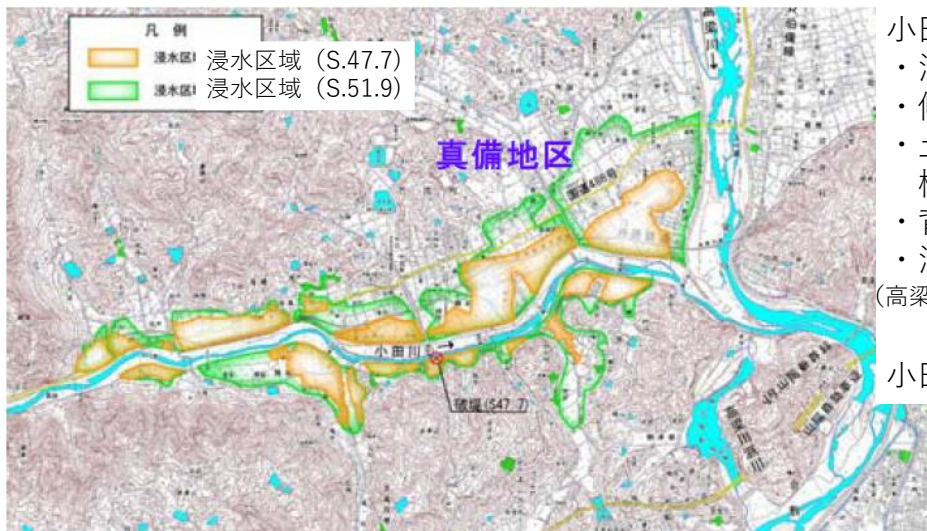


- :明治 26 年 10 月洪水の実績浸水域
- :昭和 47 年 7 月洪水の実績浸水域
- :昭和 51 年 9 月洪水の実績浸水域



「改修前の高梁川は、小田川の合流点付近で西派川と東派川に分かれていましたが、事業費面で有利なことから1本の河川に統合するものとし、川幅の広がった西派川が主に改修されました。」(高梁川水系河川整備計画より)

## 高梁川 真備地区の氾濫の背景



小田川は高梁川より

- ・河底が低い
- ・傾斜が緩い
- ・土砂堆積
- ・樹木繁茂
- ・背水現象
- ・河道不足

(高梁川水系河川整備計画)

↓  
小田川が溢れる

図3.1.4 主要洪水の浸水区域図(倉敷市真備地区)



# 高梁川 真備地区の氾濫の背景

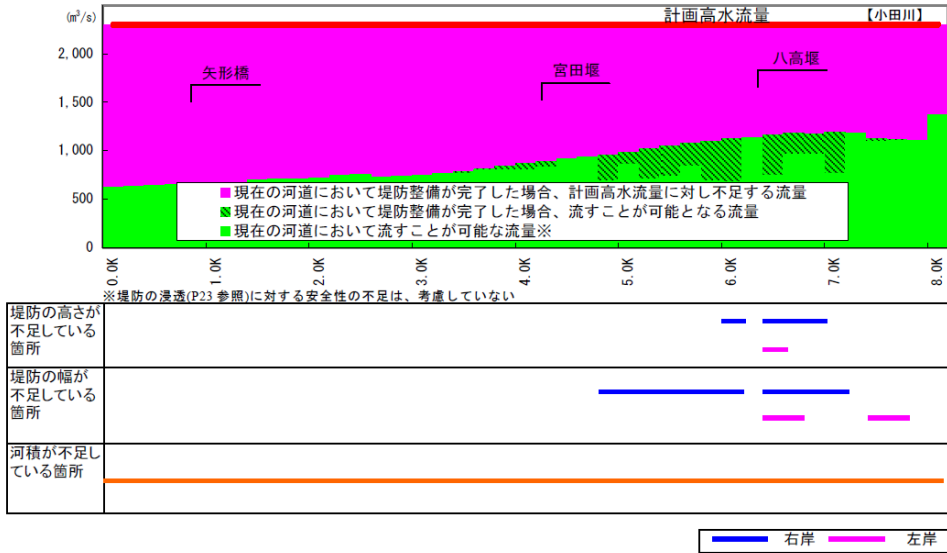
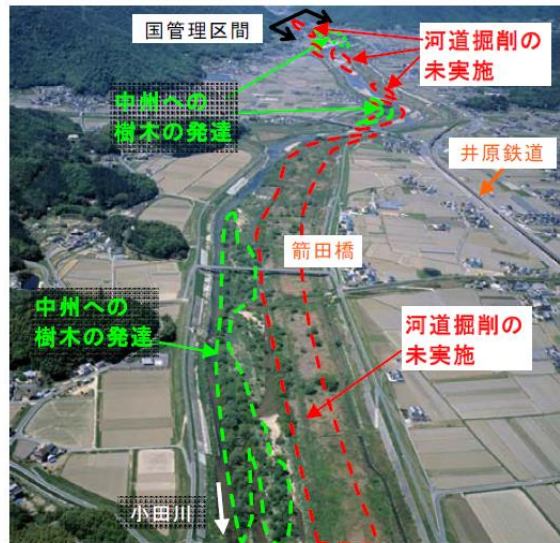


図 3.1.7 小田川の現在の整備状況



南山橋付近



箭田橋付近

小田川下流部の未掘削箇所及び樹林化の状況

矢形橋の実際の現場  
2018年8月4日撮影



上) 末政川堤防決壊箇所  
下) 小田川堤防溢水／高馬川堤防決壊箇所



河川	整備内容	地先名	区間	位置図番号
高梁川	築堤（高潮堤）	鶴新田地先	0.0k～1.0k 左岸	【高潮①】
		乙島地先	-0.8k～1.0k 右岸	【高潮②】
高梁川	築堤（断面確保）	西之浦地先	2.8k～3.2k 左岸	【断面①】
			3.4k～4.2k 左岸	【断面②】
高梁川	堤防補強（浸透対策）	片島・西原地先	5.1k～6.0k 右岸	【断面③】
			4.2k～8.0k 左岸	【浸透①】
			8.7k～9.1k 左岸	【浸透②】
			10.5k～10.9k 左岸	【浸透③】
			2.7k～5.1k 右岸	【浸透④】
高梁川	河道掘削 <small>注</small>	酒津地先	6.0k～8.7k 右岸	【浸透⑤】
			9.0k～11.6k	【掘削①】
高梁川	笠井堰 左岸堰改築（可動化）	酒津地先	10.8k	【堰①】
高梁川派川	小田川合流点 付替え	水江・柳井原地先	-3.4k～-1.0k 左右岸	【付替①】
小田川		南山地先	-1.0k～0.0k 左右岸	【付替②】

5.河川整備の実施に関する事項

※図中の番号は表 5.1.2、表 5.1.3 に対応する位置図番号により場所を表示  
図 5.1.2 河川の整備を実施する区間の位置図  
(高梁川下流地区(河口～酒津地先)・高梁川派川)

注) 実施に際しては、今後の河床変動等により、新たな工事が必要となる場合や内容の変更が発生する場合があります。

5. 河川整備の実施に関する事項

①② 【付替①】【付替②】 について

Q：付け替え事業がかつて「高梁川総合開発事業」と言われたものか？中止になったのではなかったか？

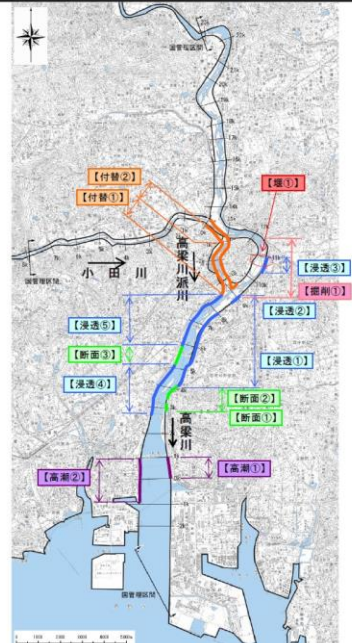
A（水管理・国土保全局治水課）：治水・利水事業としての高梁川総合開発事業は中止になった。が、中止後に新たに（復活し）新規で治水事業として着手されることになった。

Q：予算と工期について発注状況も含めて教えてください。

A（水管理・国土保全局治水課）：平成26年度から今年度までで、36億5900万円の予算がついている。平成26年～29年までが調査と用地買収（必要なところはほぼ買収済）、今年から工事用の道路、付替え工事に着手する。契約手続を始めているものがある。

Q：工期は？

A（水管理・国土保全局治水課）：平成40年完了



※図中の番号は表5.1.2、表5.1.3に対応する位置回番号により場所を表示

図5.1.2 河川の整備を実施する区間の位置図  
(高梁川下流地区(河口～清津地先)・高梁川上流川)

Q:優先順序は？

A（水管理・国土保全局治水課）：下流から順番に。

今年度着手するのが高潮①②

未着手で7年間でやるのが断面①②③

平成35年で終わりたいのが断面①③と浸透①⑤

付替①②は平成40年だが着手をしていた。

Q：小田川の掘削事業は、今回の豪雨被害で前倒しにされたか？

A（水管理・国土保全局治水課）：いえ、8月3日閣議決定でついた予備費で、樹木の伐採と河道掘削を行っているだけ。

Q：浅くて狭い小田川が喫緊の課題ではないのか？

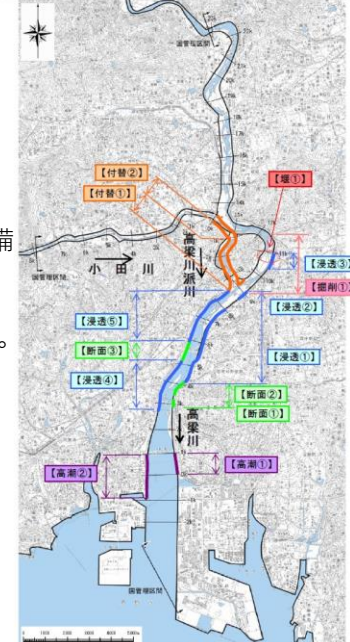
A（水管理・国土保全局治水課）：一番効果があるのが付け替え事業だ。

Q：小田川は30年の計画の後半に位置づけられていた。それは変更なしか。

A（水管理・国土保全局治水課）：はい。

表 5.1.1 整備手順

施工区間	主な整備内容	河川整備計画対象期間
高梁川	堰堤(高梁堰)	堰堤(高梁堰)
下流地区	堰堤(断面確保)	
	堤防補強(浸透対策)	
	河道掘削、左岸掘削	笠井堰改善
中流地区	河道掘削・樹木伐倒、堤防補強(浸透対策)	古地地先
	河道掘削・樹木伐倒、堤防補強(浸透対策)、堰堤(断面確保)	
上流地区	河道掘削	
高梁川河口	小田川合流点付替	
小田川	河道掘削・樹木伐倒、堰堤(断面確保)、荒田埋め立て	



※図中の番号は表5.1.2、表5.1.3に対応する位置回番号により場所を表示

図5.1.2 河川の整備を実施する区間の位置図  
(高梁川下流地区(河口～清津地先)・高梁川上流川)



## 平成30年7月豪雨からの教訓を検討 2

- ・ 氾濫が想定された地域で複数個所の堤防決壊による浸水被害
- ・ 河川整備計画に記載された優先順序

河川法第16条の2に基づく河川整備計画の策定時に情報公開と住民参加は十分だったか？

- ・ ダムによる貯水能力、堤防の不備や限界について知らせていたか？
- ・ 優先順序について議論を促したか？

河川法第16条の2に基づき河川整備計画の変更が必要ではないか？

(河川整備計画) 第16条の2

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

<平成9年の河川法改正> による整備計画制度の見直しとは？ それで充分だったのか？

改正前の河川法では、河川管理者は、水系ごとに「工事実施基本計画」を策定しておくこととされていた。また、策定手続きとしても、建設大臣が策定する場合に河川審議会の意見を聴くこととされていた。

しかし、河川環境の整備と保全を求める国民のニーズに的確に応え、また、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するためには、河川管理者だけによる河川の整備計画ではなく、地域との連携が不可欠である。

また、これまでの工事実施基本計画は河川整備の内容が詳細に決められておらず、具体的な川づくりの姿が明らかとなっていなかった。

このため、豊でうるおいのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民のニーズの増大等の最近の動きに的確に応えるため、これまでの工事実施基本計画の制度を見直し、新たな計画制度を創設したものである。

具体的には、工事実施基本計画で定めている内容を、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分し、後者については、具体的な川づくりが明らかになるように工事実施基本計画よりもさらに具体化するとともに、地域の意向を反映する手続きを導入することとした。

[http://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/gaiyou/seibi/about.html](http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/about.html)

## 平成30年7月豪雨を教訓に高梁川の被災事例から求められる新たな政策転換

- ・ 河川法第16条の河川整備基本方針段階でのリスク情報の公開と住民参加
- ・ 河川法第16条の2の河川整備計画に記載された優先順序決定に特化した議論
- ・ ダムの治水能力の限界の周知義務
- ・ 河道流下能力の周知義務
- ・ ダム放流による過去被害の周知義務
- ・ 想定氾濫地域における避難訓練・計画
- ・ 想定氾濫地域への公共施設の立地制限
- ・ 河川法第52条（洪水調節のための指示）の遵守の厳格化
- ・ ダム操作規則への豪雨予測時の治水優先規定、協議・指示の明確化・迅速化
- ・ 点と線（ダムによる洪水調整と堤防等による河道流量配分）による河川行政から、面的な氾濫原管理（建築規制、不動産取引時の情報提供義務、避難計画を含む）による流域治水への転換

謝辞：

石田芳生・高梁市議会議員  
 山崎誠・吉備中央町議会議員  
 国土交通省水管理・国土保全局治水課（武藤氏）  
 嘉田由紀子・前滋賀県知事（流域治水提唱者）

板野宣也／美幸夫妻（倉敷市真備町有井）



佐藤通洋氏（倉敷市真備町箭田）



まとめ：政野淳子（衆議院議員阿部知子事務所）